農事組合法人又は中央会」を「又は農事組合法人」に改め、同号を同項第四十八号とし、同項第三号を削り、同項第十二号中「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に、「第七十二条の十八の八第一項（第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）」を「第七十二条の四十二第一項」に改め、同号を同項第四十七号とし、同項第十一号を同項第四十六号とし、同項第十号中「第六項まで（）」を「第三項まで、第五項若しくは第六項（これらの規定を」に、「第七十二条の十五」を「第七十二条の三十一」に改め、同号を同項第四十五号とし、同項中第九号の三を第四十四号とし、第九号の二を第四十三号とし、同項第九号中「第四十九条」を「第四十九条第二項」に改め、「第五十条の四第四項」の下に「、第五十四条の五第三項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）」を、「第七十三条第四項において準用する場合を含む。）」の下に「、第七十条の三第五項」を加え、「出資組合若しくは出資農事組合法人の」を「非出資組合若しくは非出資農事組合法人に移行し」に、「又は出資組合に係る承継をした」を「第七十条第一項の規定による権利義務の承継をし、又は新設分割をした」に改め、同号を同項第四十二号とし、同項第八号の二中「第四十六条の三」を「第四十六条の二」に、「第七十二条の二の二及び第七十三条の三十七」を「及び第七十二条の三」に、「（第七十二条の二の二」を「（第七十二条の三」に、「、第四十八条の二第二項」を「及び第七十条の三第五項」を加え、「又は第四十八条の二第二項」に改め、「第七十条第二項」の下に「及び第七十条の三第五項」を加え、「又は第七十三条の三十九第一項」を削り、同号を同項第四十号とし、同項第七号の三中「第三十七条の三第一項」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第七号の二中「及び第七十三条の四十八第三項」及び「若しくは第七十三条の四十八第三項」を削り、同号を同項第三十五号とし、同号の次に次の三号を加える。

三十六　会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。

三十七　第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

三十八　第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

第百一条第一項中第七号を第三十四号とし、第六号の二を第三十三号とし、同項第六号中「第三十七条の二第七項及び」を削り、「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第五号の五中「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に改め、「及び第七十三条の三十七」を削り、「第七十二条の十二第五項」を「第七十二条の十七第五項」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第五号の四中「第三十条第十三項」を「第三十条第十五項」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第五号の三中「第三十条第十二項」を「第三十条第十四項」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第五号の二を同項第二十八号とし、同項第五号中「第二十二条第二項後段」を「第二十一条第二項後段」に改め、「並びに第七十三条の二十九第二項及び第五項」を削り、同号を同項第二十七号とし、同項第四号中「第二十条又は第七十三条の二十九第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）」を「第十九条」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第三号を削り、同項第二号の二十二中「第十一条の四十九第四項」を「第十一条の六十八第四項」に、「第十一条の四十七第六項」を「第十一条の六十六第六項」に、「第十一条の四十九第一項各号」を「第十一条の六十八第一項各号」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二号の二十一中「第十一条の四十九第一項」を「第十一条の六十八第一項」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二号の二十中「第十一条の四十七第四項」を「第十一条の六十六第四項」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二号の十九中「第十一条の四十七第一項」を「第十一条の六十六第一項」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二号の十八中「第十一条の四十六第三項」を「第十一条の六十七第二項及び第十一条の五十第二項」に、「第十一条の四十八第二項及び第十一条の六十五第三項」を「第十一条の六十七第二項及び第十一条の五十第二項」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二号の十七中「第十一条の四十六第一項」を「第十一条の六十五第一項」に、「第十一条の四十八第二項及び第十一条の五十第二項」を「第十一条の六十七第二項及び第十一条の四十八第一項」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第二号の十六中「第十一条の四十五第一項」を「第十一条の六十四第一項」に、「第十一条の四十六第一項」を「第十一条の六十五第一項」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第二号の十五中「第十一条の四十三第三項」を「第十一条の六十二第三項」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二号の十四中「第十一条の四十三第二項」を「第十一条の六十二第二項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第二号の十三中「第十一条の六十二第一項」を「第十一条の四十四第一項」に、「第十一条の四十四第一項」を「第十一条の六十三第一項」に、「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に、「第七十二条の十八の八第一項（これらの規定を第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）」を「第七十二条の四十二第一項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二号の十二中「第十一条の六十一第一項」を「第十一条の六十二第一項」に、「第七十二条の十八の六第一項（これらの規定を第七十三条の四十八第三項において準用する場合を含む。）」を「第七十二条の四十二第一項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第二号の十一中「第十一条の六十第一項」を「第十一条の六十一第一項」に、「（第七十三条の四十三第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第五十八条第七項若しくは第七十三条の四十四第五項」を「若しくは第五十八条第七項」に、「第二十七条の二第二項」を「第二十七条第二項」に、「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に、「、第七十三条第一項及び第七十三条の三十七」を「及び第七十三条第一項」に、「、第七十三条第二項及び第七十三条の三十七」を「及び第七十三条第二項」に、「第四十六条の五第四項」を「第四十六条の四第四項」に、「、第七十三条第二項、第七十三条の四十三第三項及び第七十三条の四十四第五項」を「及び第七十三条第二項」に改め、「第七十条第二項」の下に「、第七十条の三第五項」を加え、「第七十二条の九第四項（第七十三条の三十七において準用する場合を含む。）」を「第七十二条の二十五第四項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第二号の十中「第十一条の五十七第一項」を「第十一条の五十六第二項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第二号の九中「第十一条の三十七第二項、第十一条の四十三第一項、第十一条の四十四第二項」を「第十一条の五十六第二項、第十一条の六十二第一項、第十一条の六十三第二項」に改め、「第四十八条の二第一項（）の下に「第五十四条の四第四項、第五十四条の五第三項、第六十四条の三第二項、」を、「第七十条第二項」の下に「及び第七十条の三第五項」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第二号の八中「第十一条の三十二第一項」を「第十一条の二十九第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第二号の七中「第十一条の二十九第一項」を「第十一条の四十八第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第二号の六中「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第二号の五中「第十一条の二十二、第十一条の三十四」を「第十一条の四十一、第十一条の五十三」に改め、同号を同項第八号とし、同項第二号の四中「第十一条の二十第一項」を「第十一条の三十九第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号の三中「第十一条の七第一項、第十一条の十三から第十一条の十五まで又は第十一条の十七から第十一条の十九まで」を「第十一条の六十九第二項」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二号の十七中「第十一条の四十六第一項」を「第十一条の六十五第一項」に、「第十一条の四十八第二項及び第十一条の五十第二項」を「第十一条の六十七第二項及び第十一条の四十八第一項」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第二号の十六中「第十一条の四十五第一項」を「第十一条の六十四第一項」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第二号の十五中「第十一条の四十三第三項」を「第十一条の六十二第三項」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二号の十四中「第十一条の四十三第二項」を「第十一条の六十二第二項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第二号の十三中「第十一条の六十二第一項」を